



# くらしのひろば

No.379

(2017年秋号)

黄金の國、  
いわて。

## 高齢者を狙う悪質商法を防ぎましょう！

－高齢者を狙う悪質商法の手口を知って、高齢者を消費者トラブルから守りましょう－

### あなたに購入権がありますよ！

あなたに〇〇を購入する権利があります。その権利を欲しい人が他にいるので、あなたの名義でその人の代わりに申し込んでくれませんか？

#### 【買え買え詐欺(劇場型勧誘)】

電話の後、権利を欲しいと称する人からの電話などがあり、本当の話と思わせる。申し込むと「名義貸しは違法。逮捕されたくなければ、名義貸しを失くすために〇〇万円を払え！」と脅してお金を要求する。

### 不要な服や靴はありませんか？

要らない服や靴はありませんか？買い取りにお宅へお邪魔いたします。(貴金属を安く買い取りにだけね)

#### 【押し買い(強引な訪問購入)】

訪問した業者の目的は、指輪やネックレスなどを安く買い取ること。訪問を承諾するかどうか、家族等と慎重に検討しましょう。

### ご注文頂いた健康食品、お届けします！

ご注文の健康食品、お届けします。注文していない？確かに注文を受けているので代金を払ってください！

#### 【送りつけ商法】

「注文を受けている」と嘘を言い、代金と引き換えに受け取りを強要する手口。

### 無料で点検いたします！

無料で布団を点検いたします。あっ大変だ！カビているしダニもたくさんいる！このまま使っていると病気になりますよ。代わりにこの布団はどうですか？今ならキャンペーン中で40万円！

#### 【点検商法】

「無料」だと言うので点検を頼むと、不安をあおって買い替えなどの契約を持ちかける手口。今後、次々と新たな契約を迫られるおそれもあります。



(消費者庁イラスト集より)

## 【身近に高齢者がいる方々へ】

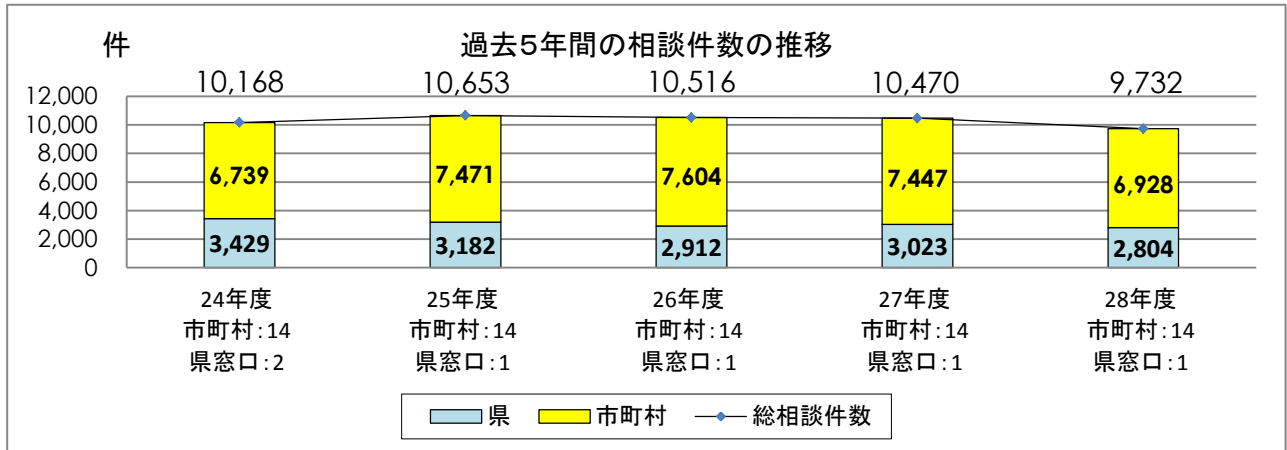
- ① 高齢者の消費者トラブルの特徴として、「だまされたことに気付きにくい」「被害にあっても誰にも相談しない」「一度だまされると複数の被害にあいやすい」など、被害が高額化・深刻化する場合があります。
- ② 悪質商法の被害から高齢者を守るためには、家族や地域の方々の見守りが大切です。普段から声掛けをして、相談しやすい環境を作りましょう。

- 「おかしい？」と思ったら、すぐ相談を↓

**消費者ホットライン ☎ 188 (いやや)** ⇒もよりの消費生活相談窓口につながります

## 平成 28 年度 消費生活相談の概要

平成 28 年度に岩手県及び県内市町村に寄せられた消費生活相談の概要は、次のとおりです。



商品・サービス別では、光回線・アダルトサイトなどの「運輸・通信サービス」が 2,360 件（構成比 24.2%）と最も多く、次いで多重債務・借金などの「金融・保険サービス」が 1,297 件（構成比 13.3%）と多くなっています。

年代別では、20 歳未満から 60 歳代までの各年代とも、パソコンや携帯電話におけるオンラインゲームやデジタルコンテンツ料金などの「放送・コンテンツ等」に関する相談が最も多くなっています。また、70 歳以上では、「その他の行政サービス」（還付金詐欺、行政をかたる不審電話等）に関する相談が最も多くなっています。

## 仮想通貨に関するトラブルが増えています！！

### ○仮想通貨って何？

インターネットを通じて電子的に取引されるデジタル通貨で、現在 1000 種類以上の仮想通貨があるとされています。ネット上の取引交換所で現実のお金との交換レートが決まり、ネットでの買物の決済のほか、最近では大手家電量販店での使用もできるようになりました。投資を目的としての売買も行われています。

### ○こんな相談が増えています。

- \* 知人から「必ず儲かる」と勧誘されて購入したが、儲かるどころか支払ったお金も戻ってこない。
- \* セミナーを受けた際に「配当がある」と言われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入、海外業者に預けたが、法定通貨を出金できない。

### ○利用するには注意が必要です。

- \* 仮想通貨交換業の登録業者かどうか確認する。

2017年10月から、仮想通貨交換業者の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うことはできません。

### ○確認方法

[金融庁ホームページ](#) > [金融機関情報](#) > [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#) > [金融会社](#) > [仮想通貨交換業者](#) で確認できます。

- \* 仮想通貨の仕組みやリスクが理解できなければ契約しない。

仮想通貨は将来必ず値上がりするものではありません。取引にはリスクが伴います。

「消費者市民社会」を実現するための行動 その五

『相談の大切さ』

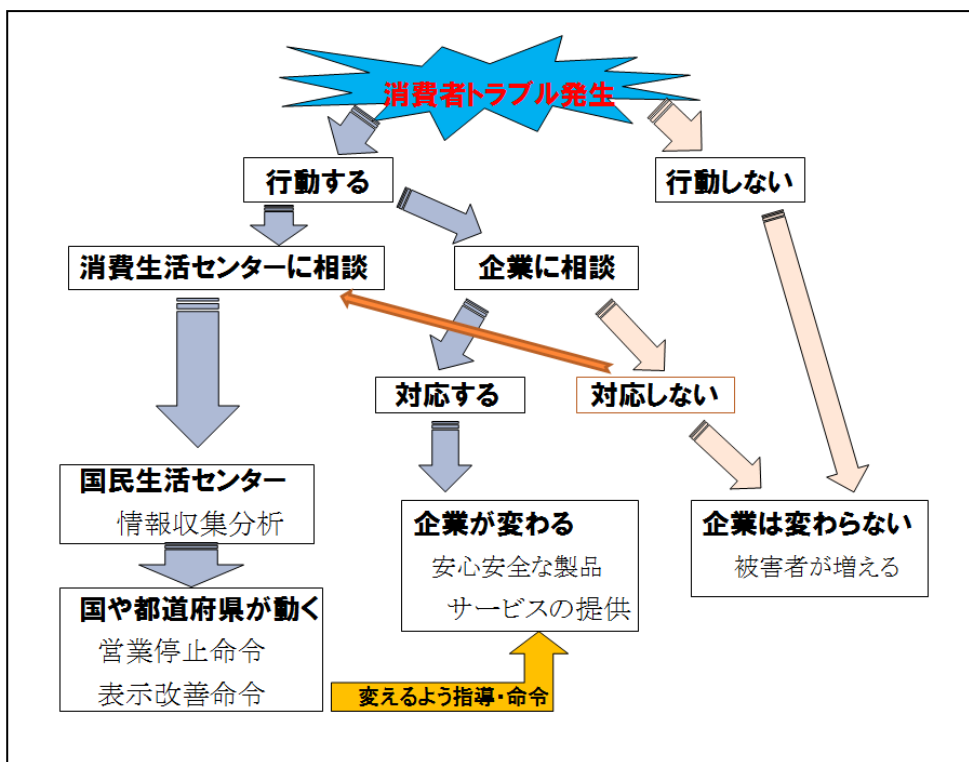
消費者の行動によって、社会をより良く変え、将来に残していこうというのが、消費者市民社会の考え方です。

「事を荒立てたくない」「少額だから支払う」など泣き寝入りでは、消費者トラブルは解消できません。

私たちが行動することで、企業や社会を変え、安心安全な製品やサービスの提供を受けることにつながります。



(消費者庁イラスト集より)



■ 製品安全情報 ■

F F 式石油温風暖房機など特定保守製品の「点検のご案内」通知が届いていませんか？

どんな製品でも古くなると、部品などが劣化（経年劣化）し、火災などの事故を起こすおそれがあります。

こうした事故を防ぐため、平成 21 年 4 月から「長期使用製品安全点検制度」がスタートし、この制度による点検通知が届くようになっています。



©KANAGAWA2013

「長期使用製品安全点検制度」対象の 9 製品（特定保守製品）

ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機、石油給湯器、石油ふろがま、F F 式石油温風暖房機、都市ガス用・L P ガス用瞬間湯沸器、都市ガス用・L P ガス用屋内式ガスふろがま

これら「特定保守製品」の所有者がメーカーに所有者登録すると、適切な時期（設計標準使用期間の前）に点検通知が届きます。点検は有料で、点検を受けるかどうかは消費者の判断になりますが、安全に使用するため点検を受けるようにしましょう。

事前連絡なしに、定期点検等を装い訪問販売する悪質な業者もいます。十分注意しましょう。

不明な点があれば、県民生活センターやお近くの消費生活センターに相談してください。



©KANAGAWA2013

# 多重債務弁護士無料相談

県では、岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。

**開催会場：**県民生活センターほか県内7か所

**開催時間：**10時～15時（1人約40分）



開催会場については、下記ホームページ内で確認又は下記消費生活相談専用電話にお問い合わせ頂き、**事前予約のうえ**開催日にお越しください。

岩手県公式ホームページ > くらし・環境 > 消費生活 > 各種相談 >  
県民生活センター 多重債務弁護士無料相談のご案内

## 交通事故相談

県では、交通事故相談員が交通事故で生じた賠償問題などの相談に無料に対応しています。交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まずご相談ください。

**県民生活センターでの相談：**来所による面接相談ができます。予約は不要です。

**【一般相談】** 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く） 9時～17時30分

**【弁護士相談】** 原則毎週水曜 13時～15時（**事前予約制**。会場は岩手弁護士会です。）

**巡回相談：**開催日や開催会場は、下記ホームページ内で確認又は下記交通事故相談専用電話にお問い合わせください。

**相談時間** 13時～15時（**前日午前中までの事前予約制**）

岩手県公式ホームページ > くらし・環境 > 消費生活 > 各種相談 >  
県民生活センター 交通事故相談のご案内

### MAP



消費生活相談専用 ☎019-624-2209

受付時間【平日】 9:00～17:30

【土日】 10:00～16:00

※年末年始・祝日休み

交通事故相談専用 ☎019-624-2244

受付時間【平日】 9:00～17:30

※年末年始・土日祝日休み

くらしのひろば  
モバイル配信中



ケータイメールで消費生活情報をゲット！

岩手県立県民生活センター  
〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

TEL：019-624-2586（事務専用）FAX：019-624-2790

E-Mail：cb0001@pref.iwate.jp